

鹿屋市林地台帳事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、森林所有者、森林組合、林業事業体等の地域の森林整備の担い手が森林施業の適切な実施、集約化等を進めるため、林地台帳及び林地台帳地図（以下「地図」という。）の適正な管理、円滑な情報の提供等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(関係法令等)

第2条 林地台帳及び地図の取扱いについては、次に掲げる関係法令等及びこの要領によるものとする。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）
- (2) 森林法施行令（昭和26年政令第276号）
- (3) 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）
- (4) 林地台帳制度の運用について（平成29年3月29日28林整計第395号）
- (5) 林地台帳制度の運用上の留意事項について（平成29年3月29日28林整計第400号）
- (6) 鹿屋市情報公開条例（平成18年鹿屋市条例第16号）
- (7) 鹿屋市個人情報保護条例（平成18年鹿屋市条例第17号）
- (8) 鹿屋市文書規程（平成18年鹿屋市訓令第11号）

(林地台帳及び地図の構成)

第3条 林地台帳及び地図は、森林法第5条の地域森林計画対象民有林が記載された森林計画図簿、法務局の登記情報等により鹿児島県が作成した林地台帳原案を基に、市が修正・追加・更新を行ったもので構成するものとする。また、林地台帳情報には公表することにより個人の権利利益を害するもの（以下「個人情報」という。）を含む。

2 前項の個人情報は、登記簿上の所有者の氏名・名称・住所・共有の有無・登記年月日及び現に所有している者又は所有者とみなされる者の氏名・名称・住所・共有の有無・記載事由・記載年月日・届出年月日をいう。

(林地台帳及び地図の性格)

第4条 林地台帳及び地図に記載されている地番、所有者等の情報については、全ての箇所が登記情報等と整合性が図られているものではなく、また、全ての箇所

を実測又は確認しているものではないため、地番界又は所有界を特定したり、土地に関する諸権利又は立木竹の評価について証明したりするものではない。

(林地台帳及び地図の配備)

第5条 市長は、林地台帳及び地図を公表、情報提供及び修正が円滑に対応できる状態で林務水産課（以下「担当窓口」という。）に配備する。

(林地台帳及び地図の管理)

第6条 林地台帳及び地図を配備した主管課長は、林地台帳及び地図を電磁的記録媒体又は簿冊として管理し、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、所定の場所に適正に保管し、バックアップを外部記録媒体に保存する等の必要な措置を講じるものとする。また、公表又は情報提供により発生した書類についても鹿屋市文書規程に従い適正に管理しなければならない。

(公表の対象)

第7条 林地台帳及び地図の公表の対象は、森林の土地の所有者（以下「土地所有者」という。）の個人情報が含まれないものとする。

(公表の方法)

第8条 林地台帳及び地図の公表の方法は、担当窓口において林地台帳（別記第1号様式）から出力した書面又は情報端末画面上による閲覧とする。ただし、申請者が写しの交付を希望した場合は、申請範囲において写しの交付を行うことができる。

(閲覧に係る経費)

第9条 林地台帳及び地図の閲覧に係る経費は、無料とする。

(閲覧の申請)

第10条 林地台帳及び地図の閲覧を申請する者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市林地台帳閲覧申請書（別記第2号様式。以下「申請書」という。）及び本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等で、顔写真のないものでも1通で可とする。以下次条において同じ。）を担当窓口を持参するものとする。

(申請者の確認)

第11条 担当窓口職員は、申請書及び本人確認書類により申請者の確認を行う。また、代理人が申請する場合は委任状を併せて提出させるものとする。

2 申請者が法人の場合、担当窓口職員は窓口に来た者の氏名、住所及び連絡先が

申請書の記載と同一か確認し、従業員証等法人との関係が確認できる書類を提示させるものとする。

(申請書の受付)

第12条 申請者の確認ができた場合、担当窓口職員は、申請書の記載事項に記入漏れ、不明な点等がないかを確認し、不備があるときは、その内容を具体的に説明し補正を求める。

(閲覧の決定)

第13条 申請書の受付に不備がない場合、担当窓口職員は、申請者に閲覧の可否を伝える。可とした場合は、次に掲げる留意事項を書面又は口頭にて説明するとともに、申請書記載の利用目的が開発又は不動産取引のときは、伐採等届出制度又は林地開発許可制度について説明する。

- (1) 森林の土地の権利を確定するものではないこと。
- (2) 森林の土地の所有の境界を確定するものではないこと。
- (3) 森林の土地の売買等に係る証明資料として用いることはできないこと。
- (4) 閲覧により得た情報は、申請書に記載した利用目的以外には利用してはならないこと。
- (5) 法人が申請し内部利用する場合を除き、閲覧により得た情報を申請者以外の者に提供してはならないこと。

(閲覧)

第14条 担当窓口職員は、閲覧に供する書面又は情報端末画面上に個人情報が含まれていないかを確認し、必要に応じて閲覧の補助を行う。なお、準備に時間を要する場合は、申請者に説明し後日閲覧に供することができる。

(写しの交付)

第15条 担当窓口職員は、写しの交付を行うときは、閲覧の決定を行った箇所について、個人情報が含まれないものを交付する。また、担当窓口職員は申請者に対し、交付物について譲渡又は販売を行わないよう説明する。

(情報提供の対象)

第16条 市長は、次の表の左欄に掲げる申出者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる確認事項により確認の上、個人情報を含む林地台帳及び地図を情報提供する。なお、共有林については、ほかの共有者の同意を必要とせず当該森林に係る全て

の情報提供ができる。

申出者の区分	確認事項
(1) 当該地の土地所有者又は森林所有者	申出に係る森林の土地の所有権を証明する書類（登記事項証明書、売買契約書等）の写しを提出させ、担当窓口職員は事実を確認する。なお、土地所有者が死亡している場合等、土地所有者の親族が申し出る場合は、親族であることが証明できる書類又は相続したことが証明できる書類（除籍・戸籍謄本、遺産分割協議書等）の写しを提出させる。
(2) 隣接する森林の土地（土地の境界の一部が接している土地をいう。）の土地所有者又は森林所有者	申出に係る隣接する森林の土地の所有権を証明する書類（登記事項証明書、売買契約書等）の写しを提出させ、担当窓口職員は事実を確認する。
(3) 前2号に該当する者から委任された者	前2号に掲げる書類と併せて委任状を提出させ、担当窓口職員は事実を確認する。
(4) 第1号又は第2号に該当する者から森林の施業又は経営の委託を受けた者	第1号又は第2号に掲げる書類と併せて委託を受けたことを証する書類（森林施業委託契約書等）の写しを提出させ、担当窓口職員は事実を確認する。
(5) 鹿児島県内の森林を対象とする森林経営計画に係る森林法第11条第5項の認定を受けた森林所有者	森林経営計画認定書の写しを提出させ、担当窓口職員は事実を確認する。なお、地番に代えて林小班番号又は地番を省略した大字単位での申出もできる。
(6) 農林水産大臣又は鹿児島県知事	当該職にあることを証する書面を提出させ、担当窓口職員は事実を確認する。

（情報提供の方法）

第17条 林地台帳及び地図の情報提供の方法は、担当窓口において林地台帳から出力した書面又は電磁的記録媒体により行う。

（情報提供に係る経費）

第18条 林地台帳及び地図の情報提供に係る経費は、無料とする。ただし、提供資料が大量の場合は、印刷紙又は電磁的記録媒体（未開封のCD-R又はDVD-R）を申出者が用意する。

（情報提供の申出）

第19条 申出者は、情報提供を受けようとするときは、鹿屋市林地台帳情報提供依頼申出書（別記第3号様式。以下「申出書」という。）、第16条の表に掲げる書類、本人確認書類（顔写真のないものは2通必要とする。以下同じ。）及び鹿屋市林地台帳情報の提供に係る留意事項を了承する書面（別記第4号様式）を担当窓口を持参又は郵送により提出しなければならない。また、郵送により提出する場合は、返信用封筒及び返信必要額の切手を添付しなければならない。

（申出者の確認）

第20条 担当窓口職員は、申出書及び本人確認書類により申出者の確認を行う。また、申出者が法人の場合は、窓口に来た者の氏名、住所及び連絡先が申出書の記載と同一か確認し、従業員証等法人との関係が確認できる書類を提示させるものとする。

（申出書の受付）

第21条 申出者の確認ができた場合、担当窓口職員は、次に掲げる事項について確認し、不備があるときは、その内容を具体的に説明し補正を求める。

- (1) 申出書の記載事項に記入漏れ又は不明な点がないか。
- (2) 使用目的が森林施業の適切な実施又は施業の集約化のために関するものであるか。
- (3) 申出に係る土地と申出者との関係が添付書類により明確であるか。
- (4) 申出範囲は適当であるか。
- (5) その他必要書類がそろっているか。

（情報提供の決定）

第22条 申出書の受付に不備がない場合、担当窓口職員は、申出者に情報提供の可否を伝え、情報提供を可としたときは、第13条各号に掲げる留意事項を書面又は口頭にて説明する。この場合において、同条第4号及び第5号中「閲覧」とあるのは「情報提供」と、「申請」とあるのは「申出」と読み替えて適用するものとする。

(情報提供)

第23条 前条の規定により情報提供を可とした場合、担当窓口職員は、提供資料が申出書の範囲か確認し、情報提供を行う。なお、確認に時間を要する場合は、申出者に説明し後日提供することができる。

(修正申出の対象)

第24条 土地所有者は、所有する森林の土地について、所在の地番、登記簿上の所有者及び林地台帳の現に所有している者又は所有者とみなされる者の項目を修正申出することができる。

2 市長は、前項の申出があった場合、所在の地番及び登記簿上の所有者については、登記事項証明書が提出された場合にのみ修正を行い、地図については、地番の表記の修正を行うこととし、地番界の修正は行わない。

3 担当窓口職員は、修正申出の内容が森林の土地の所有者届出制度に該当する場合は、森林の土地の所有者届出制度での届出を行うように指導するものとする。

(修正申出書の提出)

第25条 前条第1項の修正の申出を行う者（以下「修正申出者」という。）は、鹿屋市林地台帳又は森林の土地に関する地図の修正申出書（別記第5号様式。以下「修正申出書」という。）、修正申出を行う森林の土地の所有を証明する書類及び修正事項を証明する書類を担当窓口を持参又は郵送により提出しなければならない。また、郵送により提出する場合は、返信用封筒及び返信必要額の切手を添付しなければならない。

2 代理人により修正申出を行う場合は、前項の書類に委任状の原本を添付しなければならない。

(修正申出者の確認)

第26条 担当窓口職員は、修正申出書及び本人確認書類により修正申出者の確認を行うものとする。また、修正申出者が法人の場合は、窓口に来た者の氏名、住所及び連絡先が修正申出書備考欄の記載と同一か確認し、従業員証等法人との関係が確認できる書類を提示させるものとする。

(修正申出書の受付)

第27条 修正申出者の確認ができた場合、担当窓口職員は、修正申出書及び修正事項を証明する書類の記載事項に記入漏れ又は不明な点がないか、その他必要書類

がそろっているか等を確認し、不備があるときは、その内容を具体的に説明し補正を求める。

(修正要否の結果通知)

第28条 修正申出書の受付に不備がない場合、市長は修正の要否を判断し、修正を行うこととしたときは鹿屋市林地台帳情報の修正通知書（別記第6号様式）により、修正を行わないこととしたときは鹿屋市林地台帳情報の非修正通知書（別記第7号様式）により修正申出者に通知する。

(その他)

第29条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第8条関係）

林地台帳

（一筆ごとの場合）

所在等	所在・地番			
	地目		面積	ha
登記簿上の所有者	氏名・名称		共有	有・無
	住所			
	登記年月日			
現に所有している者又は所有者とみなされる者	氏名・名称		共有	有・無
	住所			
	記載年月日		記載事由	
境界に関する測量等の実施状況	地籍調査	済・未済	実施年月日	
	測量	済・未済・一部済	実施年月日	

林小班	森林経営計画の認定状況			公益的機能別施業森林等	
	認定の有無	認定者の種類	認定年月	区分	施業方法等

登記簿上の共有者			
氏名・名称		登記年月日	
住所			
氏名・名称		登記年月日	
住所			

現に所有している者又は所有者とみなされる者の共有者			
氏名・名称		記載事由	
住所		届出（記載）年月日	
氏名・名称		記載事由	
住所		届出（記載）年月日	

注 網掛け項目は個人情報のため、公表（閲覧）の際は、不開示とすること。

(複数の筆を一括した場合)

所在等					氏名又は名称及び住所								境界に関する測量の実施状況				経画定			益機別業林 公的能施森等		
					登記簿上の所有者				現に所有している者又は所有者とみなされる者				地籍調査		測量		森営の状況			区分	施業方法	
所在	地番	地目	面積 (ha)	林小班	氏名・名称	住所	共有の有無	登記年月日	氏名・名称	住所	共有の有無	記載事由	記載年月日	済・未済	実施年月日	済・未済・一部済	実施年月日	認定の有無	認定者の種類			認定年月日

登記簿上の共有者の一覧

所在等		登記簿上の所有者		
所在	地番	氏名・名称	住所	登記年月日

現に所有している者又は所有者とみなされる者の共有者

所在等		現に所有している者又は所有者とみなされる者			
所在	地番	氏名・名称	住所	記載事由	記載年月日

注 網掛け項目は個人情報のため、公表（閲覧）の際は、不開示とすること。

鹿屋市長 様

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者）

電話番号

鹿屋市林地台帳閲覧申請書

次の森林の土地について、林地台帳の記載事項及び森林の土地に関する地図を閲覧したいので、下記のとおり申請します。

記

閲覧しようとする森林の土地の所在及び地番	
台帳記載事項の利用目的	
閲覧しようとする情報の種類	<input type="checkbox"/> 林地台帳 <input type="checkbox"/> 森林の土地に関する地図
留意事項	<input type="checkbox"/> 以下の事項を了承する。 (1) 林地台帳及び地図は、森林の土地の権利を確定するものではないこと。 (2) 林地台帳及び地図は、森林の土地の所有の境界を確定するものではないこと。 (3) 林地台帳及び地図は、森林の土地の売買等に係る証明資料として用いることはできないこと。 (4) 閲覧により得た情報は、申請書に記載した利用目的以外には利用してはならないこと。 (5) 法人が申請し内部利用する場合を除き、閲覧により得た情報を申請者以外の者に提供してはならないこと。
法人による申請の場合、閲覧者の住所及び氏名（閲覧者が法人の代表者の場合は記載不要）	

注1 台帳記載事項の利用目的欄には、「森林施業の実施」、「対象となる森林の確認」等と具体的に記載すること。

2 地番が特定されない場合においては、字単位等での申請を行うこともできる。

鹿屋市長 様

申出者
住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者)
電話番号

鹿屋市林地台帳情報提供依頼申出書

次の森林の土地について、林地台帳に記載された事項の提供を受けたいので、森林法施行規則第104条の3の規定により申し出ます。

森林の土地の所在及び地番	番号	大字	字	地番
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
林地台帳に記載された事項の使用目的（申出者以外の土地について提供を求める場合に記入）	<input type="checkbox"/> 所有する共有林の施業を行うため、他の共有者の氏名及び住所の把握 <input type="checkbox"/> 所有する森林の施業の実施に必要な境界確認のため、隣接地の所有者の氏名及び住所の把握 <input type="checkbox"/> 森林経営計画の対象森林の拡大のため、森林の土地の所有者の氏名及び住所の把握 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
法人による申請の場合、閲覧者の住所及び氏名（閲覧者が法人の代表者の場合は記載不要）				
備考				

注1 森林の土地の所在及び地番欄は、番号欄の番号に応じて一筆ごと記載すること。

2 当該森林の土地の登記事項証明書、森林の施業又は経営の受委託契約書、森林経営計画及びその認定書その他の森林法施行令第10条第1号から第3号までに掲げる者であることを証する書面を添付すること。

3 備考欄には、希望する提供の方法があれば記載すること。

第5号様式（第25条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申出者

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者）

電話番号

鹿屋市林地台帳又は森林の土地に関する地図の修正申出書

次の森林の土地について、林地台帳又は森林の土地に関する地図に記載の漏れ又は誤りがあったので、森林法第191条の6第1項の規定により申し出ます。

森林の土地の所在及び 地番	
修正を求める事項	
修正を求める理由	<input type="checkbox"/> 相続のため <input type="checkbox"/> 所有者の転居のため <input type="checkbox"/> 土地の合筆・分筆のため <input type="checkbox"/> その他（ ）
備考	

注 申出に当たっては、申出者が当該申出に係る森林の土地の所有者であることを証する書面を添付すること。

第6号様式（第28条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市林地台帳情報の修正通知書

年 月 日付けで申出のあった鹿屋市林地台帳又は森林の土地に関する地図の修正については、下記のとおり修正することとしたので、森林法第191条の6第3項の規定により通知します。

記

森林の土地の所在及び地番	
修正を行う事項	

第7号様式（第28条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市林地台帳情報の非修正通知書

年 月 日付けで申出のあった鹿屋市林地台帳又は森林の土地に関する地図の修正については、下記のとおり修正しないこととしたので、森林法第191条の6第4項の規定により通知します。

記

森林の土地の所在及び地番	
修正を行わないこととした理由	